



中小企業の為の経営のヒント

菅原会計事務所通信

2018年3月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

セルフメディケーション税制について

・セルフメディケーションって？

セルフメディケーションは「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されています。セルフメディケーションを推進していくことは、国民の自発的な健康管理や疾病予防の取組を推進することはもちろん、医療費の適正化にもつながります。

・具体的にどういうこと？

セルフメディケーション税制は医療費控除の特例にあたります。薬局等で対象の医薬品を購入した場合、12,000円を超える（上限88,000円）分が総所得金額から控除されます。

・対象の医薬品って？

対象の医薬品のパッケージには、セルフメディケーション税制共通認識マークが掲載されています。また、領収書（レシート等）に対象の医薬品である旨が記載されています。

セルフメディケーション税制共通認識マーク→



・注意点は？

従来の医療費控除との併用はできません。ですから、病院にかかることが多い場合は、従来の医療費控除とセルフメディケーション税制のどちらかを選択することになります。

セルフメディケーション税制の適用を受けようとする年分に健康の保持増進、疾病への取組として、健康診断、予防接種、特定検診、がん検診等を行っている人が対象になります。

平成29年から平成33年までの間と、期間が定められています。

病院に行く時間がなかなかない、ちょっとしたことで病院に行きづらい、といった方は活用してみてもはどうでしょうか。

(西口 記)